

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社エステート・アサヒ

(2) 所在地

福岡市南区大楠二丁目11番23号エステートアサヒビル

(3) 代表者

代表取締役 合原 繁子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部停止

3 停止命令の期間

令和3年10月30日から令和3年12月8日まで

4 処分の年月日

令和3年10月29日

5 処分の理由

有限会社エステート・アサヒは、令和2年12月29日から令和3年1月6日の間、無許可で産業廃棄物の積替え及び保管を行った。この行為は、無許可で事業の範囲を変更したものとして、法第14条の2第1項本文に違反する。

また、有限会社エステート・アサヒは、令和3年3月24日に本県が実施した法第18条第1項の規定に基づく報告徴収に対して、令和3年3月31日に虚偽の報告を行った。

これらのことは、法第14条の3第1号に規定する事業の停止命令事由に該当する。